

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、設立以来、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェーズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念に掲げて、「海外の先端技術分野の市場動向や技術動向」の最新情報を国内外の企業に提供してまいりました。このような経営理念のもと、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけ、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小野 悟	825,000	31.43
小野 優子	625,000	23.81
田野 聡美	150,000	5.71
樋口 めぐ美	150,000	5.71
株式会社いちとせ	150,000	5.71
株式会社エルワイアル	150,000	5.71
株式会社SBI証券	65,700	2.50
楽天証券株式会社	45,300	1.73
豊証券株式会社	27,600	1.05
松井証券株式会社	26,900	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	小野 悟、小野 優子
-----------------	------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

上記大株主の状況は、2020年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
船山 雅史	公認会計士											
岡田 尚人	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船山 雅史	○	——	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計等に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

岡田 尚人	○	_____	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する豊富な経験及び専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。内部監査責任者、及び監査役並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で情報共有を行い、監査の実効性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久富 有道	他の会社の出身者													
元田 達弥	税理士													
坂野 弘樹	その他													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久富 有道	○	——	上場企業において経理部門の管理職を長く経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。同氏は、現在、当社の新株予約権200個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他、当社と同氏の間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
元田 達弥	○	同氏が過去に国際税務部門統括部長を務めていた公認会計士辻会計事務所(現辻・本郷税理士法人)と税務顧問契約を締結し、顧問料を支払っておりますが、顧問料は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	税理士として企業会計・税務に精通しており、客観的・中立的な立場で当社の監査をしていたことで、当社の監査体制強化につながるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、現在、当社の新株予約権100個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他、当社と同氏の間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
坂野 弘樹	○	同氏が過去に代表社員を務めていた司法書士法人石川和司事務所に、商業登記事務手続きを委託し、報酬を支払っておりますが、報酬額は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	司法書士として企業法務に精通しており、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけると判断したことから、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	
当社取締役、従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えること、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

当社は、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、各取締役の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度の範囲内で、取締役会決議により一任された代表取締役社長が、各取締役の役割に応じて決定しております。代表取締役社長は、当該決定に際しては、各取締役の職務執行に対する評価、会社業績に対する貢献度等について、管理部担当取締役と意見交換を行っております。なお、来期以降、各取締役の個人別の報酬額については取締役会にて決定する予定です。

また、各監査役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、監査役会の決議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、管理部門、内部監査責任者との連携の下、必要の都度、経営に関わる資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査責任者と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社を選択しており、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いております。

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、少人数であることから、個別案件について詳細な検討と迅速な意思決定が可能な体制となっております。社外取締役は、豊富な経験と専門的知識を活かし、取締役会の意思決定を妥当かつ適正に行うため独立した立場で経営に参画しております。

なお、当社の取締役は6名中2名が独立社外取締役であります。

監査役会は、常勤監査役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査役2名の計3名で構成され、監査役全員を社外監査役(独立社外監査役)とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。

取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名全員が出席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、監査役全員が社外監査役であります。監査に関する重要事項及び監査の方法については、監査役会において協議決定しております。監査役会は原則として月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時で開催しております。

常勤監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べ、また各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等を通じて、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

非常勤監査役は、取締役会等の重要会議の出席、重要書類の閲覧のほか、常勤監査役との連携等を通じての監査を実施しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している監査役を社外監査役とし、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を整えております。

経営管理職会議

経営管理職会議は、常勤取締役及び本社管理職で構成しており、原則毎月1回開催しております。

経営管理職会議では、経営活動の状況(損益分析、各部署の中期経営計画・年度予算の進捗状況等)、業務執行の状況・課題を共有し、それに対する施策の協議等を行っております。

経営管理職会議には、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の業務に精通した社内取締役と豊富な経営と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、及び取締役会から独立し社外監査役で構成される監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携等により、株主総会招集通知発送の早期化に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、比較的株主総会の集中しない12月決算会社ですが、多数の株主が株主総会に出席できるよう、株主総会開催日を検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後の課題として検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を開催し、個人投資家への情報発信の場を広げていく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算発表後に決算説明会を定期的に行う予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにIR情報ページを設け、有価証券報告書等及び適時開示書類等の法定開示書類に加え、説明会資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を強化し、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーから信頼されることが重要と考え、適時情報開示マニュアルを定め、社内に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の透明性及び公平性の確保及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
 - (b) 「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反行為等について、当社の取締役・使用人が直接情報提供を行うことができる内部通報制度を整備します。内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとします。
 - (c) 当社の取締役・使用人の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査責任者を選任し、「内部監査規程」に基づき当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行います。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
 - (b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は、事業活動において想定される各種リスクを適切に認識し、損失発生 of 未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定します。この規程に則り、当社のリスク管理を統括するリスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、取締役・使用人のリスク管理マインド向上のための勉強会等を開催するなどリスク管理体制の整備を推進します。
 - (b) 重大なリスクが顕在化したときは、損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会に加えて、迅速に意思決定を行うため、必要に応じて会議等を機動的に開催するものとします。
 - (b) 取締役会等において決定された事項は、当該業務を執行する担当部門において速やかに実施する体制を整えます。
 - (c) ITを活用した情報システムを構築し、迅速かつ的確な経営情報把握に努めます。
- e. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
 - (b) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制構築に関する基本的計画を事業年度ごとに策定して、これに沿ってこの体制を構築し、必要に応じた改善を行います。
- f. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は、内部監査責任者その他の使用人に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとします。
 - (b) 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないものとします。
- g. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 取締役会等の重要な会議に監査役が出席することにより、情報の共有を図ります。また、監査役から重要な事項に関して説明を求められた場合には、適切に対応します。
 - (b) 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査の実施状況、当社の内部統制に関する状況を監査役に報告します。
 - (c) 当社は、前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。
- h. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。
- i. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
 - (b) 監査の実施にあたり監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
 - (b) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します」と定めており、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等のチェックマニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

- a. 反社会的勢力等に対する基本方針

(a)反社会的勢力等からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、民事と刑事の両面からの法的対抗手段を講じる。

(b)反社会的勢力等を排除するため、外部専門機関と緊密な連携を図る。

(c)社内体制を整備し、反社会的勢力等とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

(d)反社会的勢力等に対しては、直接的、間接的を問わず、一切の利益供与を行なわない。

b. 反社会的勢力等の排除体制

反社会的勢力等排除の事務局を業務部内に設置し、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備しております。

c. 反社会的勢力等の取組み

「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等のチェックマニュアル」において、取引先、役員、従業員及び株主の属性ごとに反社会的勢力等との関係について調査方法を定め、運用しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



